大阪大学産業科学研究所技術室業務分掌規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学産業科学研究所技術室規程第4条の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所技術室(以下「技術室」という。)における業務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 技術室に次の2班及び4係を置き、その業務(安全衛生管理に関する支援業務を含む。)を 分掌させる。

工作班

機械加工係

装置開発係

計測班

機器分析係

情報 • 広報係

2 前項に規定する各班に技術専門職員を置き、その業務を分掌させる。

(技術専門職員)

- 第3条 技術専門職員は、次の業務をつかさどるとともに、その技術の開発、継承及び保存並びに 技術研修に関する調査研究を行う。
 - (1)機械加工、装置開発、機器分析及び情報・広報技術業務のうち、高度の専門的技術を必要とする技術業務に関すること。
 - (2) 教員、学生等に対する機械加工、装置開発、機器分析及び情報・広報の技術的指導に関すること。
 - (3) その他高度の専門的技術を必要とする技術業務のうち、上司の命を受けたもの。 (機械加工係)
- 第4条 機械加工係においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 研究用機器の試作及び企画に関すること。
 - (2) 研究用機器の加工、調整及び修理に関すること。
 - (3) 教員、学生等に対する機械加工の技術的指導に関すること。
 - (4) その他機械加工の専門的業務に関すること。

(装置開発係)

- 第5条 装置開発係においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 研究用装置の開発、設計に関すること。
 - (2) 加速器の運転に関すること。
 - (3) 放射線業務に関すること。
 - (4) 教員、学生等に対する装置開発の技術的指導に関すること。
 - (5) その他装置開発の専門的業務に関すること。

(機器分析係)

- 第6条 機器分析係においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 各種物質の分析に関すること。
 - (2) 分析結果の記録及び保管に関すること。

- (3) 教員、学生等に対する機器分析の技術的指導に関すること。
- (4) その他機器分析技術の専門的業務に関すること。

(情報・広報係)

- 第7条 情報・広報係においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 情報システム及びコンピュータネットワークの保守及び管理に関すること。
 - (2) データ科学に関すること。
 - (3) 広報に関すること。
 - (4) 教員、学生等に対する情報及び広報の技術的指導に関すること。
 - (5) その他情報及び広報の専門的業務に関すること。

(職員)

- 第8条 各班に班長を置き、技術職員をもって充てる。
- 2 班長は、技術室長の命を受けて班の業務をつかさどる。ただし、技術室長の命あるときは、他の班の業務を助けるものとする。
- 第9条 技術専門職員は、技術職員をもって充てる。
- 2 技術専門職員は、上司の命を受けて業務を処理する。
- 第10条 各係に係長を置き、技術職員をもって充てる。
- 2 係長は、上司の命を受けて係の業務を処理する。ただし、上司の命あるときは、他の係の業務 を助けるものとする。
- 第11条 係員は、係の業務に従事する。ただし、係長の命あるときは、他の係の業務を助けるものとする。

附則

この規程は、昭和57年5月19日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成10年5月12日から施行し、改正後の第2条から第11条までの規定は、平成10年4月1日から適用する。

附則

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

附則

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

rkt fil

この改正は、令和2年6月1日から施行する。